

概要版

橿原市 高齢者福祉計画 及び

第9期介護保険事業計画



安心して
生きがいに満ちた
心豊かな暮らしを支える
福祉のまちづくり



令和6年3月
橿原市

橿原市高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画とは？

(本編1ページから6ページ)

団塊の世代がすべて75歳以上となる令和7年(2025年)、団塊ジュニアの世代が65歳に到達する令和22年(2040年)には、介護ニーズは一層増加し、多様化していくことが予測されます。また、担い手である生産年齢人口(15～64歳人口)の減少が顕著となり、介護を支える人材も不足することが見込まれており、福祉・介護人材の確保が大きな課題となっています。

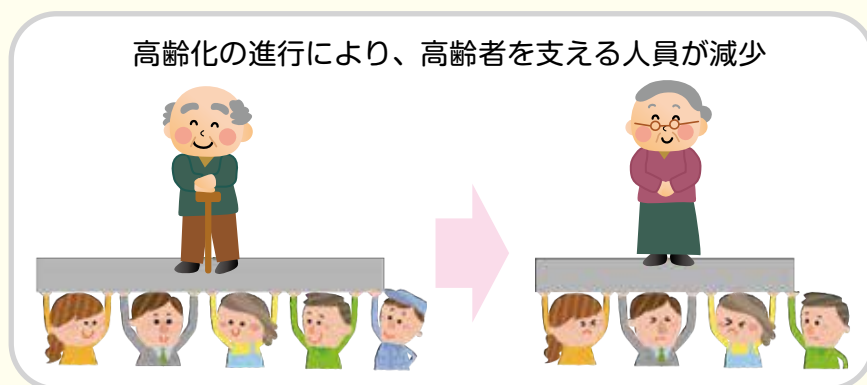
この計画は、令和22年(2040年)を見据えて高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるよう、令和6年度(2024年度)から令和8年度(2026年度)までの3年間を計画期間として、総合的かつ効果的に高齢者施策を推進するための計画です。

橿原市の高齢者を取り巻く課題

(本編7ページから31ページ)

■社会参加による健康づくり

- 人生100年時代を迎え、高齢化に伴い、介護サービス等の支援が必要な方が増えていくことが予測されていることから、高齢者の健康づくりがより重要になっています。



■地域における生活支援

- 家事援助や見守り、安否確認といった生活支援のニーズが高まっており、地域のつながりにより高齢者の日々の暮らしを支えていく必要があります。

■家族介護者の負担軽減

- 家族介護者の負担軽減を図るため、介護保険サービスの的確な利用に加え、介護者の休息に資するサービスの利用支援や心理面での負担軽減に向けた情報提供、仕事と介護の両立支援等を進めていく必要があります。

■認知症施策の推進

- 認知症になってもできる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、地域全体で認知症の方やその家族を見守り支えるネットワークを構築していくことが必要です。

■災害や感染症への対策

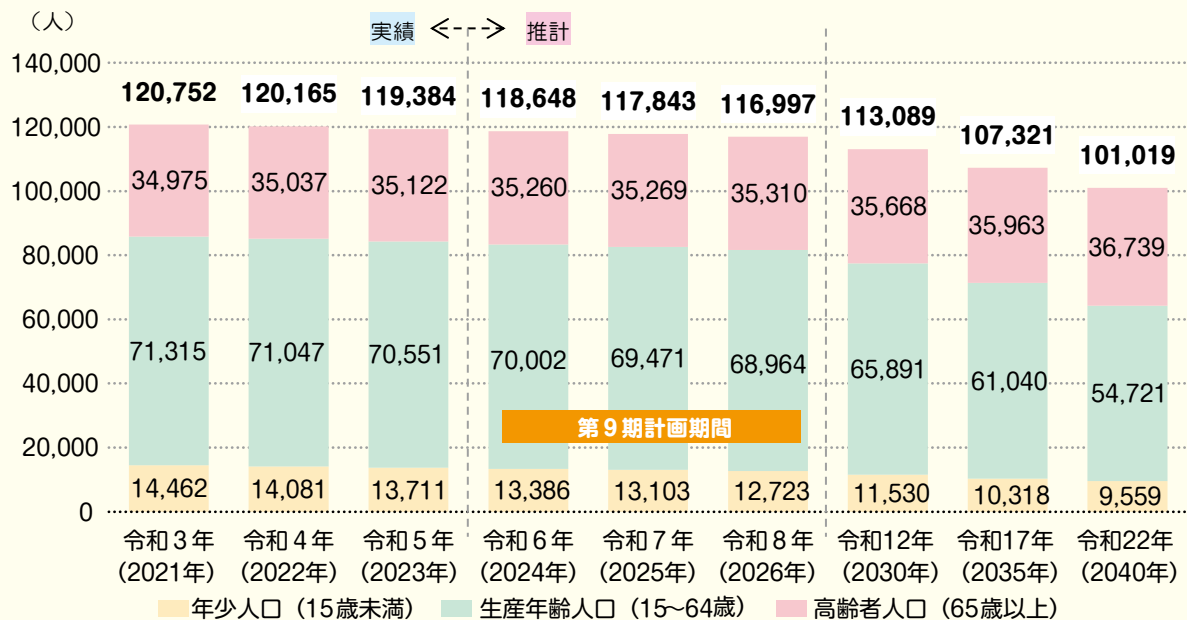
- 近年頻発している災害に備えて、介護サービス事業所などでは必要な物資を確保するなど、感染症や防災への対策を徹底しつつ、サービスを継続して提供する体制を構築しておく必要があります。



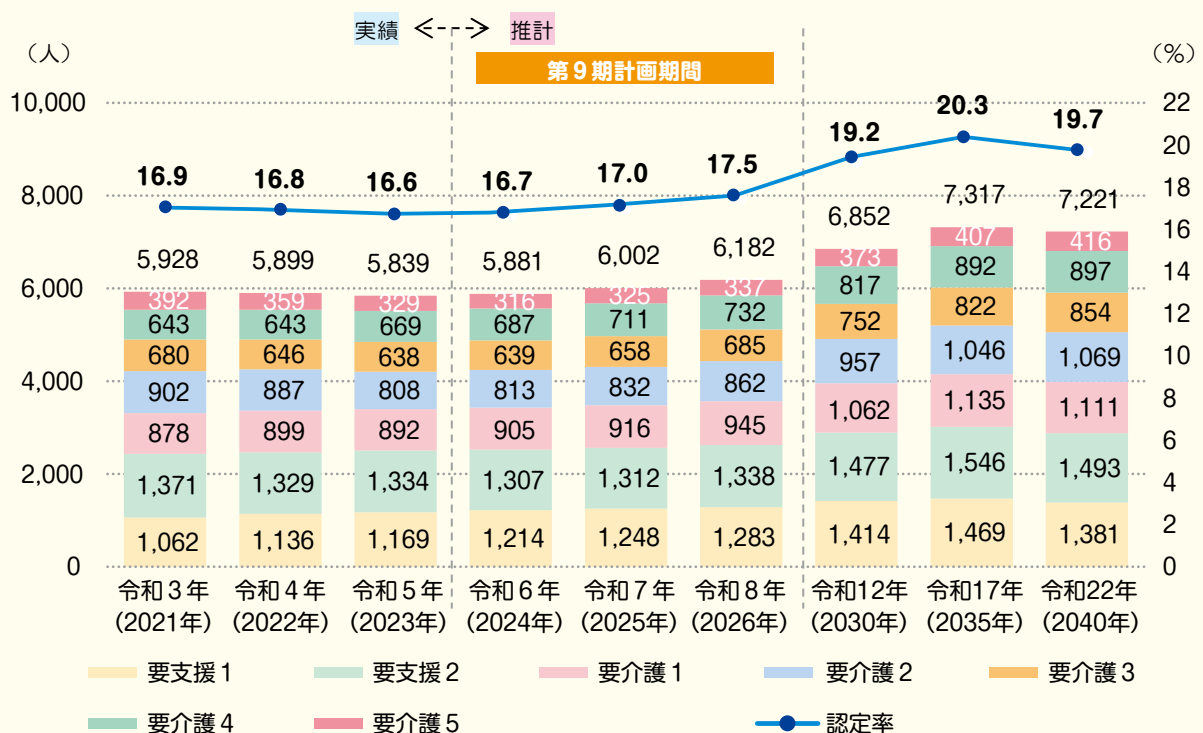
2040年の檀原市の姿

(本編32ページから34ページ)

人口は、令和5年（2023年）の119,384人から令和8年（2026年）には116,997人と緩やかに減少しているものの、高齢化率は令和8年（2026年）には30.2%と緩やかに上昇することが見込まれます。



要介護等認定者数は、令和5年度（2023年度）の5,839人から本計画期間の最終年度である令和8年度（2026年度）には6,182人（1.06倍）、令和22年度（2040年度）には7,221人（1.24倍）になると見込まれます。



基本理念

(本編35ページから40ページ)

本計画では、高齢者がいつまでも生きがいや役割をもって、地域社会とのつながりを大切にしながら、元気に自分らしくいきいきと暮らせるまちづくりを目指します。



安心で生きがいに満ちた 心豊かな暮らしを支える福祉のまちづくり

基本方針1 地域包括ケアシステムを支えるネットワークづくり (本編41ページから47ページ)

支援ネットワークの構築や地域課題の発見と地域資源の活用、地域活動の担い手となる人材の確保・育成等、地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組みます。

また、地域共生社会の実現を目指し、地域住民や多様な主体と市が協働して、様々な地域生活における課題の相談支援体制を整備します。

基本方針2 介護予防・健康づくりと社会参加の推進 (本編48ページから54ページ)

趣味の活動や学習機会の提供・就労支援等を通じた高齢者の生きがいづくりの機会創出や社会参加の推進を図ります。また、疾病の早期発見・早期治療のため、健康診査や各種がん検診を実施し、フレイル予防をはじめ、高齢者の健康維持に取り組みます。

基本方針3 介護サービスの充実強化 (本編55ページから60ページ)

高齢者の多様なニーズを踏まえながら、介護サービスを提供する基盤整備を進めます。また、介護保険制度の持続可能性を高め、介護保険サービスの質の向上を図るため、介護給付等適正化事業を継続して実施し、保険者機能強化に取り組みます。

基本方針4 認知症予防及び支援策の充実 (本編61ページから65ページ)

認知症に対する正しい理解の促進を図るため、広報の充実やICTを活用した情報発信を行います。また、地域の関係機関との連携を強化し、認知症の早期発見・早期対応に努め、認知症の方やその家族のニーズに合わせて必要な支援につながるよう努めます。

基本方針5 高齢者の尊厳を守る支援体制の確立 (本編66ページから70ページ)

成年後見制度等の利用促進に向けて、市の広報や出前講座等により広く周知を図ります。また、高齢者の虐待防止に向けて、迅速に対応できる体制づくりを構築していくとともに、デジタル活用を含めたより効果のある啓発を行っていきます。

基本方針 6 住みよいまちづくりの推進

(本編71ページから76ページ)

できる限り自宅や住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、在宅生活を営む上で必要な福祉サービス等の支援を行うとともに、高齢者の実情に合わせた住環境の整備や交通手段の確保、交通・防犯対策等を講じるほか、高齢者が自分らしく尊厳を持って生活していくための支援を行います。

基本方針 7 災害時における高齢者支援体制の確立

(本編77ページから80ページ)

自発的な声かけ等による見守り等の地域活動や災害時の安否確認に対し、関係機関との連携の促進や情報共有を行います。

また、介護サービス事業所に対しては、避難確保計画の策定や訓練の実施を指導するとともに、地域と協働し、防災や感染症予防について周知・啓発を行います。

● 計画の推進に向けて

本計画では、計画（Plan）、実行（Do）、点検・評価（Check）、改善（Action）といった一連のPDCAサイクルに基づき、適宜、取組の実施状況の把握・点検・評価を踏まえ、適切な計画の進行管理を行います。

地域の実情を踏まえ、生活支援施策、認知症施策、在宅医療・介護連携に関して必要に応じて事業の見直しを図り、施策へ反映してまいります。



介護が必要になったら

～ 介護サービスを受けるためにはどうすればいいの?～

日常生活の中でどの程度の介護を必要とするかを判定する指標が「介護度」です。介護度には「自立」「要支援1・2」「要介護1～5」の8段階があり、介護度に応じた介護サービスが受けられるようになっています。

介護が必要かどうか判断に迷ったときは、まずは地域包括支援センターや街の介護相談室へお問い合わせください。

介護が必要とまではいかないものの、運動や口腔などの機能低下がみられる方には基本チェックリストを実施します。その結果により介護予防事業などをご案内します。

介護が必要となる方には、要介護・要支援認定申請をご案内します。要介護認定は、認定調査員の訪問調査と主治医意見書をもとに、介護認定審査会で審査し、どの程度の介護を必要とするかを判定します。



介護保険事業（介護保険料）について

(本編81ページから106ページ)



第1号被保険者の介護保険事業等を推進していくにあたり、住み慣れた地域で在宅生活を続けるため、個々の利用者の身体状況に合わせた介護サービスの充実に努め、医療と介護が連携し、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるサービス提供体制を構築できるよう取り組んでいきます。

■ 標準給付費の見込み

単位：千円

	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	合計
標準給付費見込額	8,500,059	8,876,539	9,175,304	26,551,902
総給付費	8,010,507	8,370,374	8,652,037	25,032,918
特定入所者介護サービス費等給付額	233,679	240,856	248,202	722,737
高額介護サービス費等給付額	215,633	222,315	229,120	667,068
高額医療合算介護サービス費等給付額	29,495	31,766	34,211	95,472
算定対象審査支払手数料	10,745	11,228	11,734	33,707

※単位未満は端数処理をしています。

■ 地域支援事業費の見込み

単位：千円

	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	合計
地域支援事業費	654,721	696,890	751,391	2,103,002
介護予防・日常生活支援総合事業費	467,256	514,671	568,061	1,549,988
包括的支援事業・任意事業費	187,465	182,219	183,330	553,014

※単位未満は端数処理をしています。

■ 保健福祉事業費の見込み

単位：千円

	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	合計
保健福祉事業費	5,207	6,764	6,764	18,735

※単位未満は端数処理をしています。

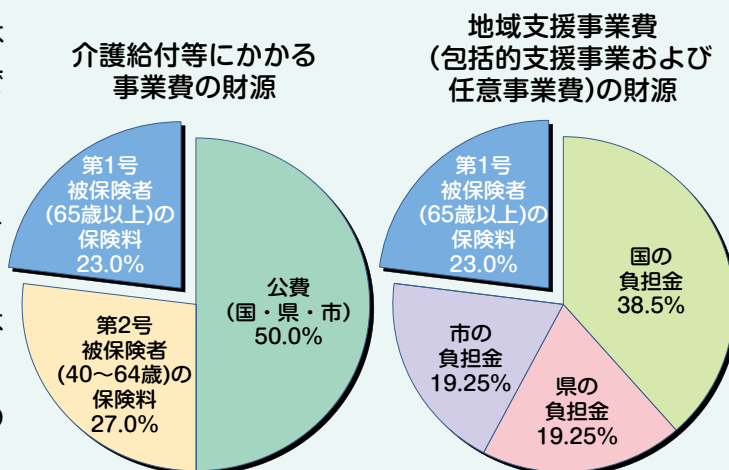
■ 第1号被保険者及び第2号被保険者の負担割合

介護給付等にかかる事業費の財源の50%は「公費負担」で、残りの50%を「保険料負担」で賄うこととされています。

「保険料負担」は、第1号被保険者(65歳以上)と、第2号被保険者(40～64歳)の保険料で、その割合は人口比に応じて設定されています。

第9期計画の第1号被保険者の負担割合は23%となります。

※保健福祉事業の財源は、第1号被保険者の保険料です。



■ 所得段階別の第1号被保険者保険料

基準保険料 年額58,597円（月額 4,883円）

段階		所得などの条件	基準額に対する比率	保険料年額
第1段階	軽減	①生活保護受給者 ②老齢福祉年金受給者で、世帯全員が住民税非課税 ③世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	×0.455 (×0.285)	26,662円 (16,700円)
第2段階		世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超えて120万円以下の人	×0.685 (×0.485)	40,139円 (28,420円)
第3段階		世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える人	×0.69 (×0.685)	40,432円 (40,139円)
第4段階		世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	×0.85	49,807円
第5段階	基準額	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える人	×1.00	58,597円
第6段階	加増	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	×1.20	70,316円
第7段階		本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	×1.30	76,176円
第8段階		本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	×1.50	87,895円
第9段階		本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	×1.70	99,615円
第10段階		本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	×1.90	111,334円
第11段階		本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	×2.10	123,054円
第12段階		本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	×2.30	134,773円
第13段階		本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上820万円未満の人	×2.40	140,633円
第14段階		本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が820万円以上920万円未満の人	×2.50	146,492円
第15段階		本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が920万円以上1,020万円未満の人	×2.60	152,352円
第16段階		本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が1,020万円以上の人	×2.70	158,212円

※第1段階から第3段階の()内の基準額に対する比率と保険料年額は、公費による保険料軽減強化による数字です。



市内の相談窓口

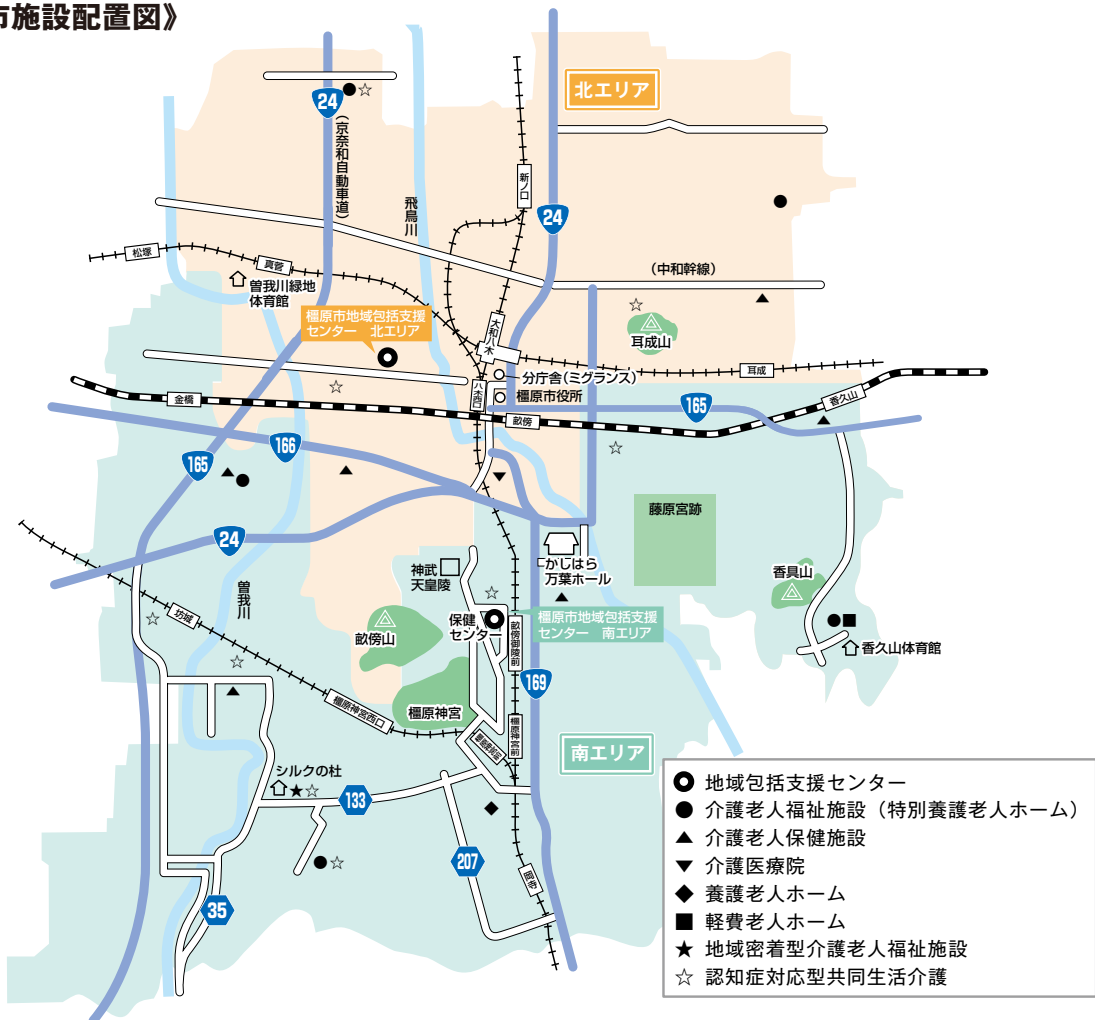
地域包括支援センターでは、高齢者やその家族、近隣に暮らす方の介護に関する悩みや問題に対応しています。また、権利擁護、認知症、虐待などについても、関係機関と連携しながら、地域での生活をサポートしています。

お困りごとがありましたら、何なりとご連絡ください。



橿原市地域包括支援センター 北エリア	橿原市地域包括支援センター 南エリア
〒634-0811 奈良県橿原市小綱町11-7 (ぼれぼれ八木西スクエア内)	〒634-0065 奈良県橿原市畝傍町9番地の1 (橿原市保健センター南館3階)
電話：0744-20-3366 (24時間・365日対応) 窓口：月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分	電話：0744-24-4301 (24時間・365日対応) 窓口：月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

《橿原市施設配置図》



橿原市高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画（概要版）

発行年月：令和6年3月

発行・編集：橿原市 福祉部 長寿介護課

住 所：〒634-8509 奈良県橿原市内膳町1-1-60（橿原市役所分庁舎）

電 話：0744-22-8108（直通） ファックス：0744-24-9725

橿原市ホームページ：<https://www.city.kashihara.nara.jp>